

審査基準及び標準処理期間個表

担当課 総務課情報公開室

条例等の名称	処分の事項	設定年月日
大分市情報公開条例	公文書の公開・非公開の決定	令和7年4月1日
1 根拠条項		
(公文書の公開義務)		
<p>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。）</p> <p>(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p>		

- イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (3) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (4) 市の機関並びに国、独立行政法人等及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不當に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (6) 法令等の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する主務大臣その他国の機関若しくは他の地方公共団体の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

2 審査基準

- (1) 原則公開とする。ただし、次の事項に該当する場合には、非公開とする。
- ア 大分市情報公開条例（平成16年大分市条例第3号。以下「条例」という。）第7条第1号の規定に該当する場合（個人情報）
- (i) 「個人に関する情報」とは、次に掲げる個人（死亡した個人も含む。）に関する一切の情報をいう。
- (ii) 氏名、住所、本籍等戸籍的事項に関する情報
- (iii) 職業、学歴、犯歴等経歴、能力に関する情報
- (iv) 障害、疾病、診断の結果、診療の結果等心身に関する情報
- (v) 資産、収入等財産状況に関する情報
- (vi) 思想、信条等に関する情報

(iv) 家庭状況又は社会的活動状況に関する情報

- (i) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる飲食店業、水産業、医業等のほか、農業、林業等を営む個人の、営利を目的とすると否とを問わず、事業内容、事業用資産等事業活動に関する情報をいう。これらの情報は、当該事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により非公開情報の該当性を判断することが適当であることから、条例第7条第2号（法人等事業情報）の規定を適用することとし、条例第7条第1号の個人情報からは除くものである。ただし、事業と直接関係を有しない情報については、この限りでない。
- (ii) 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、当該情報と他の情報とを照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質、内容等に応じて、個別に適切に判断する。一般的に、照合の対象となる「他の情報」は、公知の情報及び図書館等の公共施設で一般に入手可能なもの等一般人が通常入手し得る情報をいい、特別の調査（詮索活動）をすれば入手し得るような情報については、「他の情報」に含めない。ただし、公開請求者が、当該個人の近親者又は地域住民である場合等は、当該個人と特定の関係を有するものであることから、特に保有している情報等については、当該個人情報の性質、内容等（当該個人情報が個人の思想・信条、病歴、犯罪歴等のプライバシー性の高い情報である場合等をいう。）によっては、プライバシー保護の観点から、例外的に「他の情報」に含めるものとする。
- (iii) 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、たとえ個人が識別されないものであっても、それを公開することが、個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。実施機関が保有する個人情報の大部分は、特定の個人を識別することができる情報であり、これを非公開情報とすることで、個人の権利利益の保護は基本的には十分確保される。しかしながら、中には、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連するもの又は公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別できない個人情報であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合について、補充的に非公開情報として規定したものである。
- (iv) 「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」とは、法令等の規定又は慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報をいう。ただし、閲覧等が利害関係者等に限定されているものや、法令等の規定では何人もとされていても、請求の目的等により閲覧できる場合が限定されているもの等は、これに該当しない。
- (v) 「法令等」とは、法律及び政令、府令、省令その他国の機関が定めた命令並びに条例をいう。

- (イ) 「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。ただし、当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。
- (カ) 「公にされ」とは、当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はない。ただし、過去に公にされたものであっても、時の経過により、公開請求の時点では公にされているとは見られない場合があり得る。
- (ク) 「公にすることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定している場合も含む。）の下に保有されている情報をいい、ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみを公にしないとする合理的な理由がない等、当該情報の性質上、通例として公にされるものも含む。
- (コ) 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が国、地方公共団体、独立行政法人等の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味し、例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席その他の事実行為に係る情報等がこれに該当する。なお、条例第7条第1号ウの規定は、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報を対象としているので、公務員等の勤務態度、勤務成績、処分歴等職員としての身分等に係る情報や、人事管理上保有する健康情報、休暇内容等の個人に関する情報は、「職務の遂行に係る情報」に該当しない。
- (サ) 「当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合」とは、公務員等の職務の遂行に係る情報が当該公務員等の個人の思想、信条、名誉等に関する情報であり、当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該公務員等の個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合をいう。
- イ 条例第7条第2号の規定に該当する場合（法人等事業情報）
- (ア) 「法人その他の団体」の「法人」とは会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社等の営利法人のほか、認可法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、公社、公団、特定非営利活動法人等の全ての法人をいい、「その他の団体」とは自治会、PTA、商店会、消費者団体等法人格を有しないが、規約を有し、代表者の定めがある等、団体としての実態を有するものをいう。
- (イ) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とは、アの(イ)の当該用語と同義である。なお、当該事業活動と関係のない個人情報は、条例第7条第2号には該当せず、条例第7条第1号（個人情報）の規定により判断する。
- (カ) 「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、次の情報をいう。

- (i) 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動を明らかに害すると認められるもの
 - (ii) 経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動を明らかに害すると認められるもの
 - (iii) その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等を明らかに害すると認められるもの
- (4) 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。
- (5) 「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」とは、実施機関が第三者に情報の提供を要請し、第三者が公にしないとの条件でこれに応じて任意に提供した情報をいう。法人等若しくは事業を営む個人が自発的に情報を提供した場合又は実施機関において当該情報の提供を求める法的権限があるにもかかわらず、行政指導により情報を提供させた場合は、条例第7条第2号イには該当しない。
- (6) 「要請」とは、法令に基づいて報告又は提出をさせる場合ではなく、実施機関が、任意に提出を求める場合をいう。
- (7) 「公にしない」とは、この条例に基づく公開請求に対して公開しないこと及び第三者に対して当該情報を提供しない意味である。
- (8) 「条件」については、実施機関の側から申し入れる場合と法人等又は事業を営む個人の側から申し入れる場合とを問わない。
- (9) 「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の慣行に照らして、公にしないことに合理的な理由があるものをいう。
- (10) 「当時の状況等に照らして」とは、当該情報の提供当時の諸般の事情に照らして判断することを基本とするが、必要に応じ、提供後の事情の変更も考慮することをいう。
- (11) 条例第7条第2号に該当するか否かの判断に当たっては、必要に応じ当該法人等又は事業を営む個人から意見を聴取する等、公開することによる当該法人等又は事業を営む個人の権利利益の侵害の有無、程度等について、十分検討するものとする。
- ウ 条例第7条第3号の規定に該当する場合（公共の安全等に関する情報）
- (12) 「人の生命、健康、生活又は財産の保護」に支障を及ぼすとは、公にすることにより、違法又は不正な行為等の情報を提供した者等が特定され、その結果これらの人々の生命若しくは身体に危害が加えられ、又はその地位若しくは正常な生活や財産が脅かされる場合等をいう。

(イ) 「犯罪の予防」に支障を及ぼすとは、公にすることにより、犯罪を予防するための行為が、その目的を達成できなくなる場合や、犯罪を誘発し、又は犯罪が容易になる場合等をいう。

(カ) 「犯罪の捜査」に支障を及ぼすとは、犯罪の捜査機関からの照会等に際して作成し、又は取得した情報を公開することにより、捜査の遂行を困難にする場合をいう。

(ク) 「その他公共の安全と秩序の維持」に支障を及ぼすとは、平穏、正常な市民生活や社会の風紀が害されないよう保護することができなくなることをいう。

エ 条例第7条第4号の規定に該当する場合（審議、検討又は協議に関する情報）

(イ) 「市の機関」とは、市の全ての機関をいい、執行機関（市長、教育委員会等）並びにその附属機関（審議会等）並びに補助機関（上下水道局、消防局等）及び議決機関（市議会）をいう。

(カ) 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、市の機関等としての意思決定に至るまでの過程の各段階において行われる様々な審議、検討又は協議（会議、打合せ、意見調整、企画、相談等名称を問わない。）に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

(ク) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれ」がある場合とは、次のような場合等をいう。

(イ) 審査請求の審査、あっせん、調停その他の紛争処理に関する情報等中立性が強く要請される審議、検討等に関する情報が公にされることにより、外部からの干渉、圧力等を受けるおそれがある場合

(カ) 審議、検討又は協議の場における発言内容が公にされることにより、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合

(ク) 「不當に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることにより、市民の誤解や憶測を招く場合をいう。例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれるため、国において取引の規制が検討されている段階で、その検討情報が公にされることにより、買い占め、売り惜しみ等が起こるおそれがある場合等が考えられる。

(オ) 「特定の者に不當に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」がある場合とは、次のような場合等をいう。

(イ) 施設等の建設計画の検討状況に関する情報が公にされることにより、投機を助長し、土地の買い占めが行われて土地が高騰し、公開を受けた者等が不当な利益を得るおそれがある場合

(カ) 違法行為の事実関係に関する調査内容等が公にされることにより、結果的に違法又は不当な行為を行っていなかった者に不利益を及ぼすおそれがある場合

(ク) 「不當に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量し、公にすることの公益性を考慮してもなお、その支障が看過し得ない程度のものである場合をいう。

(オ) 審議、検討等に関する情報については、市の機関としての意思決定が行われた後は、

一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、条例第7条第4号の非公開情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して条例第7条第4号に該当するかどうかの検討が行われるものである。また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、市民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある等の事情があれば、条例第7条第4号に該当し得る。

才 条例第7条第5号の規定に該当する場合（事務事業情報）

(i) 「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、条例第7条第5号アからオまでに掲げたもの以外の事務又は事業における同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を公開すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等をいう。

(ii) 「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量した結果、公にすることの公益性を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過しえない程度のものをいう。「支障」は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。したがって、支障が重大で、非公開とすることに合理性が認められる場合等に限定される。

(iii) 条例第7条第5号アについて

(i) 「監査、検査」とは、監察的見地から事務又は事業の執行、財産の状況等の適否を明らかにするために、又は法令等の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級等の証明等のために帳簿書類その他の物件を調べることをいう。

(ii) 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について、適法又は適正な状態を確保することをいう。

(iii) 「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

(iv) 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」がある場合とは、例えば、監査、検査若しくは取締りの手法、重点項目等又は各種試験の採点基準、実施前の試験問題等が明らかになることによって、当該監査等又は当該試験の受験者の能力に係る正確な事実の把握を困難にするおそれがある場合等をいう。

(iv) 条例第7条第5号イについて

(i) 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

(ii) 「交渉」とは、当事者が対等な立場で、相互の利害関係事項に関し、一定の結論

を得るために協議、調整等の折衝を行うことをいう。

(ii) 「争訟」とは、訴訟、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求等をいい、争訟に発展するおそれのある紛争の処理を含む。

(iv) 「市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」とは、当該情報が公開されることにより、対象物の価格が著しく上下し、若しくは条件が市の機関や国等の機関にとって不利なものとなる場合等の財産上の利益が不当に害されるおそれがある場合又は事前に当該情報が公開されることにより、本来対等の条件で行われるべき事務若しくは事業が、市の機関や国等にとって不利なものとなる場合等、当該機関の地位を不当に害するおそれがある場合をいう。

(v) 条例第7条第5号ウについて

「その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」とは、調査研究に関する情報を当該調査研究の完了時公開する場合等、公表の時期が予定されている情報について、適切でない時期に公開することにより、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの又は職員の研究意欲が不当に妨げられ、能率的な遂行を著しく阻害するおそれがあるものをいう。

(vi) 条例第7条第5号エについて

(i) 「人事管理」とは、職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に関する事をいう。

(ii) 「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」とは、例えば、勤務評定、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に著しく支障を及ぼすおそれがある場合等をいう。

カ 条例第7条第6号の規定に該当する場合（法令秘情報）

(i) 「法令等」とは、アの(i)のとおりである。

(ii) 「実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する主務大臣その他国の機関若しくは他の地方公共団体の機関の指示」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法律又は政令により地方公共団体の事務処理に関し主務大臣その他国の機関若しくは他の地方公共団体の機関（以下「主務大臣等」という。）が行う地方自治法に基づく指示をいう。主務大臣等の関与は法律又はこれに基づく政令に根拠を有するものに限定される（同法第245条の2）ため、条例第7条第6号にいう「主務大臣等の指示」についても法律又はこれに基づく政令による根拠が必要であるが、同法第245条の7の規定に基づく法定受託事務の処理に関する是正の指示に限定されない。

(iii) 「公にすることができないと認められる」とは、法令等の規定が公にすることを明らかに禁止している場合はもとより、法令等の趣旨及び目的から公にすることができないと認められる場合等又は法定受託事務等に関し主務大臣等からなされた法的拘束力を持った指示により公開できないと認められる場合をいう。事例としては、次のようなものをいう。

(i) 明文の規定により公開が禁止されている情報

- (ⅱ) 目的外使用が禁止されている情報
 - (ⅲ) 手続の公開が禁止されている調停等に関する情報
 - (ⅳ) 地方税法等の個別法により守秘義務が課されている情報
 - (ⅴ) その他法令等の趣旨、目的から、公開をすることができないと認められる情報
- (2) 公益上の理由による裁量的公開について（条例第9条）
- 非公開情報は、人の生命、身体等を保護するために公開することが必要であると認められる情報を除く等の利益衡量を行った上で、なお、非公開とする必要性がある情報であるため、これをみだりに公開することは、公益に反し許されないことである。しかしながら、個別具体的な場合においては、保護される利益に優越する公益が認められることもあり得るので、この場合には、各実施機関は、高度の行政的判断により公開することができとしたものである。
- (3) 公文書の存否に関する情報について（条例第10条）
- 「公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」とは、公開請求に係る公文書が具体的にあるかないかにかかわらず、公開請求された公文書の存否について回答すれば、非公開情報を公開することとなる場合をいう。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された公文書の公開請求があつた場合、当該公文書に記録されている情報は非公開情報に該当するので、非公開であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになつてしまふ。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、個人情報以外の非公開情報についても生じ得ると考えられる。具体的には、次のような事例が考えられる。
- ア 特定の個人の病歴に関する情報
 - イ 特定の個人の前歴に関する情報
 - ウ 表彰候補者名簿のうち特定個人に関する情報
 - エ 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報
 - オ 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報
- 3 標準処理期間
15日